

清掃業務実施要領

1 日常清掃業務

別紙「清掃作業基準書」に基づき、日常的に清掃業務を実施する。

(1) 作業時間

午前8時から午後5時までの間に実施すること。

(2) 留意事項

ア 作業は、掃除機による吸塵、モップ・雑巾によるふき取りを主に行い、汚れの著しい箇所は状態に応じた適切な方法により清掃すること。

イ 机・イスなど容易に移動できるものは、移動して行うこと。

ウ 週に1回の清掃は、原則として土曜日に実施すること。（本部庁舎）

エ 月に2回の清掃は、原則として平日に実施することとし、都度担当職員と調整すること。（東出張所、北出張所）

2 定期清掃業務

別紙「清掃作業基準書」に基づき、次の要領で定期的に清掃業務を実施する。

(1) 月に1回の清掃は、原則として土曜日（防災センターは、月曜日）に実施すること。

(2) 2月に1回の清掃は、原則として5月・7月・9月・11月・1月・3月の土曜日（防災センターは、月曜日）に実施すること。

(3) 年に2回の清掃は、原則として9月・3月の土曜日（防災センターは、月曜日）に実施すること。

(4) 上記の実施日は、委託者及び受託者が協議の上、1か月前までに決定するものとする。

(5) 高所作業等は、安全の確保に十分留意し、機械類を使用する場合は、建築物及び内外装に損傷を与えないよう適正な方法で実施すること。

(6) カーペットの洗浄は、特にOAフロアに支障がない方式で実施すること。

(7) カーペットのシミ取りは、シミを発見した際に適宜実施すること。

(8) ビニルシート、タイル等の洗浄ワックス塗布は、専用洗浄剤により床面を洗浄し、乾燥させた後に、樹脂ワックスで仕上げること。

(9) ガラス及び窓枠清掃は、原則として両面行うものとし、専用洗剤により汚れを除去した後、乾ふきすること。